

新型コロナウイルスの影響を踏まえた
生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業の実施について

1 主 旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者の失業・休業に伴う収入減、休校中の食費や教育費等の家計の負担増のため、深刻な状況に直面している生活困窮世帯が増えている。

昨年度策定した子どもの貧困対策計画では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、保護者の子ども期からの貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援として、食、学び、居場所の充実に向けて全庁的に推進するとしている。

新型コロナウイルスの収束が不透明な中、生活困窮は子どもの生活にもさらなる負の影響を及ぼしており、子どもの貧困対策として、迅速に生活困窮世帯の子どもに対する支援を強化する必要がある。

については、生活困窮世帯の家計負担の軽減を図り、子どもの育ちと学びを支援するために生活を応援する給付事業を臨時的に実施する。

2 本事業の背景と必要性

新型コロナウイルス関連の子育て世帯に対する支援策として、国による子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当への1万円上乘せ）やひとり親世帯臨時特別給付金、都によるひとり親家庭支援事業（1万円相当の食料品等の提供）、区においては休校中の緊急的な弁当配達や就学援助受給世帯に対する休校中の昼食代補助といった現金・現物給付が実施されている。

しかし、これまでの支援における生活困窮世帯を対象とする事業については、ひとり親世帯や未就学児から中学生の子どもを対象にしたものが多い。

平成30年度の子どもの生活実態調査により、生活困難層の約8割はふたり親世帯であることを踏まえると、ふたり親世帯への支援策も必要である。また、同時に、生活困窮世帯の高校生世代は自身がアルバイト等で学費をはじめ家計を助けている現状があることを踏まえ、支援策が少ない高校生世代に対する支援を強化する必要がある。

3 本事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による休業・失業に伴う収入減及び休校に伴う食費や教育費等の家計の負担増のために生活が困窮している世帯に対し、給付を通じて、家計負担の軽減を図り、子どもの育ちと学びの継続を確保することを目的とする。

(2) 事業内容（別紙参照）

以下の3つの事業を実施する。

なお、対象者をあらかじめ区で把握できる場合には、事前の意思確認を行い、申請行為を

不要（給付不要の世帯は申し出）とすることで迅速な給付を行う。

◆ 今回新たに実施する事業						
内容	方法	主体	未就学児	小学生	中学生	高校生世代
①生活困窮世帯の子どもへの主食の応援	現物	区	○	○	○	○
②高校生世代の子どもへの生活応援	現金	区				○
③中学3年生への新生活応援	現金	区			○ (中3のみ)	

◆ これまでの主な事業						
内容	方法	主体	未就学児	小学生	中学生	高校生世代
休校中の緊急的な弁当配達	現物	区		○	○	
子育て世帯への臨時特別給付金	現金	国	○	○	○	
就学援助による昼食代補助	現金	区		○	○	
ひとり親世帯臨時特別給付金	現金	国	○	○	○	○
ひとり親家庭支援事業	現物	都	○	○	○	○

※網掛けはひとり親世帯のみを対象

① 生活困窮世帯の子どもへの主食の応援

ア 目的

家計のひっ迫により食費を削らざるをえないひとり親家庭及び公的支援が少ない高校生世代の子どもがいるふたり親の生活困窮世帯に対し、お米10キロを給付し、子どもの食を支援することを目的とする。

イ 対象

ひとり親世帯臨時特別給付金受給世帯及び

高校生世代の子どもがいるふたり親の生活保護受給世帯、住民税非課税世帯

※ひとり親世帯臨時特別給付金受給世帯には家計急変世帯が含まれる。

ウ 対象世帯数 4,500世帯（見込み）

エ 支給方法 対象世帯に、お米（10キロ分）の支給

オ お米に関する協力について

区民健康村である川場村と、交流都市であり子ども支援での関係が深い十日町市から協力を得る。（川場村及び十日町市から直接発送）

カ スケジュール（予定）

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金受給世帯及び

高校生世代の子どもがいるふたり親の生活保護受給世帯

11月上旬 対象世帯に案内で意思確認（不要の世帯は申し出）

11月下旬～12月上旬 お米の発送

※上記以降、新たに受給決定され対象となった家庭には、随時意思確認を行い発送する。なお、1月以降はお米券の支給に切り替える。

- ・高校生世代の子どもがいるふたり親の住民税非課税世帯
 - 10月15日 申請受付開始
 - 11月下旬～12月上旬 お米の発送（第1回・10月申請受付分）
 - 11月30日 申請〆切
 - 12月下旬 お米の発送（第2回・11月申請受付分）
- ※上記以降、未申請者については2月中旬まで申請を受付ける。
- なお、1月以降はお米券の支給に切り替える。

② 高校生世代の子どもへの生活応援

ア 目的

公的支援が少なく、家計のひっ迫により学業や就業の継続で課題を抱えがちな生活困窮世帯の高校生世代の子どもに対し、3万円を給付し、高校生世代の育ちと学びを支援することを目的とする。

イ 対象 住民税非課税世帯（ひとり親・ふたり親）の高校生世代の子ども

ウ 対象人数 950人（見込み）

エ 支給方法 子ども一人につき、区内共通商品券（3万円分）の支給

※新型コロナの影響を受けている区内の商店街での利用を通じ、区内事業者への支援につなげる。

オ スケジュール（予定）

10月15日 申請受付開始

11月下旬 商品券の発送（第1回・10月申請分）

11月30日 申請〆切

12月下旬 商品券の発送（第2回・11月申請分）

※上記以降、未申請者については2月中旬まで申請を受付ける。

③ 中学3年生への新生活応援

ア 目的

中学卒業後の進学・就職にあたり家庭の費用負担が高くなる生活困窮世帯の中学3年生（令和3年度新高校1年生）の子どもに対し、3万円を給付し、来春に向けた子どもの学びと育ちを支援することを目的とする。

イ 対象 生活保護受給世帯、就学援助受給世帯（準要保護）の中学3年生

※家計急変世帯が含まれる。

ウ 対象人数 1,100人（見込み）

エ 支給方法 子ども一人につき、区内共通商品券（3万円分）の支給

※新型コロナの影響を受けている区内の商店街での利用を通じ、区内事業者への支援につなげる。

オ スケジュール（予定）

11月上旬 対象世帯へ案内で意思確認（不要の世帯は申し出）

11月下旬～12月上旬 商品券の発送

※上記以降、新たに受給決定され対象となった家庭には、随時意思確認を行い発送する。

4 実施方法

発送等一部業務を委託により実施する。

5 事業周知

- 10月15日 ・区ホームページ、Twitter、LINE等による周知
・子ども家庭支援センター、児童相談所、高校(区内及び近隣区)、
地域の子ども支援団体等を通じた周知
- 11月 1日 区報による周知

6 概算経費 94,952千円

内訳)

事業別

- ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援 32,326千円
- ・高校生世代の子どもへの生活応援 29,063千円
- ・中学3年生への新生活応援 33,563千円

費用別

- 給付関連費用 88,725千円
- 事務関連費用 6,227千円(委託費、郵送料等)

特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 94,952千円

7 今後の子どもの貧困対策の推進に向けて

子どもの貧困対策計画に基づき、「生活の安定に資するための支援」の充実に向け、食の提供を始めとする生活支援・学習支援機能を持つ子どもの居場所について、現在検討を進めている。

今回の給付事業を行うにあたっては、給付対象者に対して、新型コロナウイルスの感染拡大による生活困窮世帯の子どもの生活への影響等の実態把握のためのアンケート調査を実施する。その結果も参考にしながら、生活困窮世帯等の子どもにとって課題となる学習面・生活面の支援や保護者も含めて支えていく相談機能などを担う拠点事業をはじめ、子どもと家庭の生活の安定を図るための施策について検討を進め、子どもの貧困対策の推進を図る。

①生活困窮世帯の子どもへの主食の応援

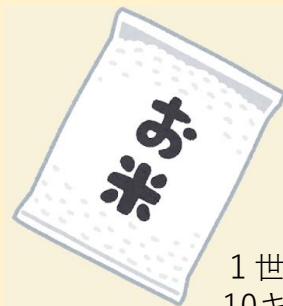
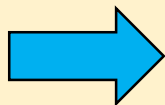
川場村、十日町市が協力

ひとり親世帯臨時特別給付金
受給世帯

3900世帯程度
(見込み)

高校生世代の子どもがいるふたり親の
生活保護受給世帯、住民税非課税世帯

600世帯程度
(見込み)



1世帯につき
10キロ分

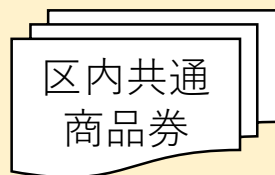
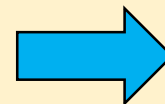
《目的》
家計のひっ迫により食費を削らざるを得ない生活困窮世帯の子どもに対する食の支援

11月下旬より
順次支給予定

②高校生世代の子どもへの生活応援

高校生世代の子どもがいる
住民税非課税世帯

950人程度
(見込み)



子ども1人につき
3万円分

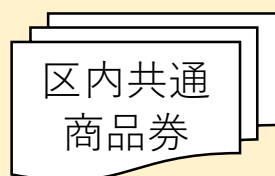
《目的》
公的支援が少なく、家計のひっ迫により学業や就業の継続で課題を抱えがちな生活困窮世帯の高校生世代の子どもの育ちと学びを支援

11月下旬より
順次支給予定

③中学3年生への新生活応援

中学3年生の子どもがいる
生活保護受給世帯、就学援助受給世帯(準要保護)

1100人程度
(見込み)



子ども1人につき
3万円分

《目的》
中学卒業後の進学・就職にあたり家庭の費用負担が高くなる生活困窮世帯の中学3年生の子どもに対し、来春に向けた学びと育ちを支援

11月下旬より順次支給予定

※対象者をあらかじめ区で把握できる場合には、事前の意思確認を行い、申請行為を不要(給付不要の世帯は申し出)とすることで迅速な給付を行う。